

○宮崎大学教育学部地域教育課題研究運営委員会規程

〔 令和6年3月4日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 宮崎大学教育学部(以下「学部」という。)と宮崎県教育庁(以下「教育庁」という。)とは、教員の資質能力の向上及び教育上の諸課題の解決を目指し、もって宮崎県教育の発展に寄与することを目的とし、相互の連携を強化して地域教育課題研究(令和7年度より開講する選択科目)及び宮崎県教員希望卒育成プログラムの円滑な運営を図るため、学部小中一貫教育コースに、地域教育課題研究運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育庁と連携し、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 選択科目「地域教育課題研究」の企画・運営・評価に関すること。
- (2) 宮崎県教員希望卒育成プログラムに関すること。
- (3) その他選択科目「地域教育課題研究」及び宮崎県教員希望卒育成プログラムに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小中一貫教育コース委員会委員長
- (2) 小中一貫教育コース委員会副委員長
- (3) 小中一貫教育コースの文系、理系及び芸保・生活系のグループから選出された教員2人
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項3号及び4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項1号の委員が務める。
- 3 副委員長は、第3条第1項2号の委員が務める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。